

米子市省人化による小規模事業者等チャレンジアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号。以下「規則」という。）第5条第2項本文の規定に基づき、米子市省人化による小規模事業者等チャレンジアップ事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、市内小規模事業者等において人が行っていた既存の業務を代替し、又は大幅に省力化する機器、ソフトウェア等の導入に係る費用について補助することにより、人的な資源を事業の新たな展開又は拡大に振り向け、事業の継続性及び発展性を高める取組を促進し、もって地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において「市内小規模事業者等」とは、市内に主たる事務所又は事業所を有する事業者であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの又は同条第5項に規定する小規模企業者に該当するものをいう。

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象者」という。）は、市内小規模事業者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助対象者としな

- (1) 米子市市税等の滞納者に対する行政サービスの利用制限措置に関する要綱（平成18年4月1日施行）第2条に規定する市税等を滞納し、かつ、その納付について著しく誠実性を欠く者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業若しくは同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。第5号において同じ。）
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）
- (5) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者
- (6) 本補助金の交付の申請をした者が法人その他の団体である場合は、その役員のうち前2号のいずれかに該当する者があるもの
- (7) 前各号に掲げる者のほか、第2条に定める本補助金の交付の目的（次条第1項及び第2項第3号並びに第9条第2号において「交付目的」という。）に照らし補助対象者とするのが適切でないと市長が認める者

(補助金の交付)

第5条 市長は、交付目的を達成するため、業務の省人化又は省力化のための機器、ソフトウェア等の導入又はこれらを導入することを前提とした試用（以下「補助対象事業」という。）を行う補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としな

- (1) 政治活動、宗教活動又は選挙活動を目的とする事業

- (2) 法令等又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付目的に照らし補助対象事業とすることが適切でないと市長が認める事業

3 本補助金の額は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費（補助対象事業を実施する期間（次条第1項において「事業実施期間」という。）内において発生するものに限る。以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（当該補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）を除く。）の合計額（補助対象事業の実施について本補助金以外の補助金等の交付を受ける場合は、当該補助対象経費の合計額から当該補助金等の額を控除して得た額）に、5分の4を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てて得た額）とする。ただし、20万円を上限とする。

- (1) 機器、ソフトウェア等の購入、借用又は設置に要する経費
- (2) 機器、ソフトウェア等を使用するために、自己の事業の用に供する施設を改修するための経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助対象事業の実施に必要であると市長が認める経費（事業実施期間）

第6条 事業実施期間は、市長が第8条の規定による本補助金の交付の決定を行った日から補助対象事業の完了の日までの期間とする。

2 補助対象者は、第8条の規定による本補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の12月末日までに補助対象事業を完了させるものとする。

（交付の申請）

第7条 本補助金の交付の申請は、規則第6条第1項に規定する補助金等交付申請書により、市長が別に定める期日までに行わなければならない。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 米子市省人化による小規模事業者等チャレンジアップ事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 米子市省人化による小規模事業者等チャレンジアップ事業収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第8条 市長は、本補助金の交付の申請があったときは、別に定めるところにより置く審査委員会に諮った上で、本補助金を交付するか否かを決定するものとする。

2 本補助金の交付の決定は、原則として、前条第1項に定める期日から30日以内に行うものとする。

3 本補助金の交付の決定の通知は、規則第9条第1項に規定する補助金等交付決定通知書により行うものとする。

（承認を要しない変更）

第9条 規則第11条第1項の市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴う変更
- (2) 交付目的の達成に支障が生じるおそれのある事業計画の大幅な変更に伴う変更

（実績報告等）

第10条 第8条の規定により本補助金の交付の決定を受けた補助対象者は、補助対象事業が完

了したとき又は規則第11条第1項の規定により補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、当該補助対象事業が完了した日又は補助対象事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して15日を経過する日までに、規則第18条第1項に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、これらを市長に提出しなければならない。

- (1) 米子市省人化による小規模事業者等チャレンジアップ事業報告書（別記様式第1号）
- (2) 米子市省人化による小規模事業者等チャレンジアップ事業収支決算書（別記様式第2号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の支払）

第11条 市長は、前条の規定による書類の提出を受け、補助対象経費が適正に支出されていると認めた場合は、交付を決定した本補助金の額（第3項において「交付決定額」という。）の範囲内で、補助対象経費の支払の実績に基づき算定した額の本補助金を、補助対象者へ支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が補助対象事業の原資とするため必要とする場合は、市長は、補助対象事業の完了前に、本補助金の全部又は一部を支払うことができる。

3 市長は、前項の規定により本補助金の全部又は一部の支払を受けた補助対象者から前条の規定による書類の提出を受け、当該書類を確認した結果、補助対象経費が適正に支出されていると認められる場合であって、既に支払われた本補助金の額と補助対象経費の支払の実績に基づき算定した本補助金の額との間に過不足があるときは、当該補助対象者に対し、本補助金の過払額の返還を請求し、又は交付決定額の範囲内で不足額の支払を行うものとする。

（規定外事項）

第12条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。

別記

様式第1号（第7条、第10条関係）

年度 米子市省人化による小規模事業者等チャレンジアップ事業計画（報告）書

1 補助対象者の概要

名称並びに代表者の職及び氏名 個人事業者の場合は、氏名	
所在地 個人事業者の場合は、住所	〒
担当者の氏名	
電話番号	
メールアドレス	

2 補助対象事業の内容

(1) 機器、ソフトウェア等の導入又は試用の別（該当する箇所に✓印を付けてください。）

導入 試用

(2) 導入（試用）する機器、ソフトウェア等の内容（該当する箇所に✓印を付けてください。）

- 自動配送ロボット
- 自動配膳ロボット
- 業務用自動清掃ロボット
- 自動予約受付・予約管理システム
- 顧客管理・在庫管理システム
- セルフオーダーシステム
- キャッシュレス決済システム
- 会計ソフトウェア
- 上記以外の業務を省人（省力）化するための機器、ソフトウェア等（用途を具体的に記入してください。）

--

(3) 機器、ソフトウェア等の詳細

①導入（試用）機器、ソフトウェア等

メーカー名	
名称（型番）	
使用する場所	〒

※ウェブサイト等で仕様、用途等の情報を公開していない機器、ソフトウェア等については、当該情報を確認することができるカタログ等を添付してください。

②機器、ソフトウェア等の省人（省力）化の効果

導入前	1日換算で	人が業務に当たり	時間を要する
導入することにより↓			
導入後	1日換算で	人が業務に当たり	時間を要する

(4) 省人(省力)化により捻出した人的資源の新たな活用(該当する箇所に✓印を付けてください。)

- 新たな事業の開始
- 既存のサービスの質の向上
- 従業員の多忙感の解消

✓印を付けた事項について、具体的な内容を記入してください。

(5) 機器、ソフトウェア等の導入に付随して必要な工事

補助対象事業に含める場合は、その工事の内容、必要な理由を具体的に記入してください。

3 消費税の取扱い(該当する箇所に✓印を付けてください。)

- 一般課税事業者
- 簡易課税事業者
- 免税事業者

様式第2号（第7条、第10条関係）

年度 米子市省人化による小規模事業者等チャレンジアップ事業収支予算（決算）
書

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算（決算）額	備考
自己資金		
借入金		
補助金		
その他		
合計		

2 支出の部

（単位：円）

経費区分	予算（決算）額		算出根拠
	金額	うち補助対象経費	
合計			